

麻薬譲渡グループ立ち上げ説明会

20:00~21:05 ZOOMウェビナー

1) 開会挨拶

川崎市薬剤師会 会長 伊藤 啓

2) 「麻薬譲渡グループ」立ち上げの主旨

・「麻薬譲渡グループ」の規約・川崎市薬剤師会麻薬譲渡利用手順書の説明

介護支援委員 矢野 裕一

・質疑応答

各区の麻薬グループの割り当て、グループ長の決定、勉強会の開催などについて

3) 閉会挨拶

川崎市薬剤師会 副会長(理事) 恵木 立

本日の次第

- ①麻薬譲渡グループ化の目的
- ②川崎市薬剤師会麻薬譲渡利用手順書(案)
- ③麻薬譲渡グループ化」における義務・事務手続き
(提出書類)・届出
- ④留意点、運用案

麻薬譲渡グループ化の目的



令和4年4月1日より麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正により、薬局（麻薬小売業者）において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的として、新たに麻薬小売業者間譲渡許可を取得している麻薬小売業者であれば「麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件の下、90日以上譲渡譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受すること」が可能となった。

麻薬譲渡グループ化の目的

- ① 疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者(薬局)が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合に、麻薬譲渡グループ化することにより、グループ化した近隣の麻薬小売業者(薬局)間で譲渡・譲受することが可能となる。
- ② (グループ薬局間での麻薬の譲渡・譲受することが可能となり)麻薬処方せんによる調剤を円滑にする。
- ② がん緩和ケアにおける、がん終末期の在宅医療において、使用する麻薬の8割は内服薬・貼付薬である。
会員薬局が、がん緩和ケアにおいて在宅医療に前向きに参加できるようにする。
- ③ 備蓄麻薬の不良在庫の軽減、期限切れ防止につながる。

本日の次第

- ①麻薬譲渡グループ化の目的
- ②川崎市薬剤師会麻薬譲渡利用手順書(案)
- ③麻薬譲渡グループ化」における義務・事務手続き
(提出書類)・届出
- ④留意点、運用案

令和6年10月 日

川崎市薬剤師会麻薬譲渡利用手順書（案）

川崎市薬剤師会

1. 譲受・譲渡対象

麻薬を譲受する薬局（以下、甲）・譲渡する薬局（以下、乙）ともに川崎市薬剤師会会員薬局であること。

2. 譲渡可能となる範囲（麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号）

- イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき
- ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第二十四条第十一項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡の日から九十日を経過したものを保管しているとき

3. 譲渡数量

- 2項イ) においては甲が応需した麻薬処方せんに記載された内容のうち、不足分の数量に限る。
※不足分がその品目の数量単位を割り込む時（散剤で0.5g等）でも、正確に不足分だけを譲受・譲渡すること。
- 2項ロ) においては、九十日を経過した在庫分。

4. 返品

甲・乙間で譲受・譲渡が完了した場合、返品は受け付けないものとする。

5. 発注から納品までの流れ

①発注

甲は専用の譲受確認書（別紙様式3）（必要事項記載・押印済み）に品目・数量等を記入のうえ麻薬専用印を押印し、該当処方箋の写しと共に乙に提出する。

②受領

麻薬の受領は、事故防止の観点から適切と思われる場所（薬局内）で行うこと（郵送は不可）。受領の際は、甲・乙は相互に下記のものを確認すること。

- ・薬局開設許可証の写し、社員証
- ・麻薬譲受確認書（別紙様式3）（必要事項記載・押印済み）
- ・麻薬譲渡確認書（別紙様式4）（必要事項記載・押印済み）
- ・該当処方箋の写し
- ・当該品目の麻薬管理簿の最終記載日がわかる帳簿の写し、もしくは、備考欄に最終受払年月日を記載したもの（90日ルール）

③検品

甲・乙双方の人員（管理者あるいはその指示の下業務に従事する者）の立会いの下、品名・数量・ロット・破損の有無等を確認すること。
確認後、乙は甲に麻薬品目と麻薬譲渡確認書（別紙様式4）を交付する。麻薬譲渡確認書に該当事項を記載すること。

④その他

譲受後、麻薬帳簿に譲受の記録の記載を行う。
また、交付された麻薬譲渡確認書、麻薬譲受確認書は2年間保存すること。
譲受確認書・譲渡確認書ともに医療用医薬品の譲受・譲渡の際に保存する確認書とは別箇に作成・保存すること。 麻薬小売業者間譲渡許可書は、許可を受けた日から5年間保存。

6. 年間報告

薬局間譲渡・譲受についても、麻薬及び向精神薬取締法第47条に基づく都道府県知事への届出（年間届）の際、薬品ごとに、薬局間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記しなければならない。

7. 麻薬小売免許証記載事項の変更

薬局開設者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地もしくは薬局の名称、所在地に変更が発生した場合、必要書類をすみやかに神奈川県業務課に提出するとともに、川崎市薬剤師会にFAX送信する。

8. 紛失・盗難等の事故発生時

譲受した麻薬の紛失・盗難等事故が発生した場合、速やかに神奈川県業務課に麻薬事故届を提出するとともに、川崎市薬剤師会にFAX送信する。

9. その他必要な手続き

新規許可申請、継続許可申請、薬局を追加、各種変更、返納、脱退、再交付申請

麻薬譲渡グループ加入薬局が、上記に該当する場合、必要な提出書類を神奈川県業務課に提出するとともに、川崎市薬剤師会にFAX送信する。

10. その他

- ①麻薬グループは川崎市薬剤師会が幹旋するものであり、グループ内の管理はグループ内の薬局に委ねられる。各種事故等に関しては当該薬局の責とする。
- ②グループ毎に代表者・副代表者を設置する。代表者はグループを代表して書類等の提出を行政に行う。副代表者はその補佐とする。また、代表者・副代表者はグループ内薬局の中で1年間毎の輪番制とする。副代表者を務めた者は翌年は代表者を務めるものとする。

令和6年10月10日

川崎市薬剤師会麻薬譲渡利用手順書(案)

川崎市薬剤師会

1. 譲受・譲渡対象

麻薬を譲受する薬局(以下、甲)・譲渡する薬局(以下、乙)ともに川崎市薬剤師会会員薬局であること。

2. 譲渡可能となる範囲

イ) 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき(麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号イに該当)

ロ) 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第二十四条第十一項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から九十日を経過したものを保管しているとき(麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号ロに該当)

3. 譲渡数量

2項イ)においては甲が応需した麻薬処方せんに記載された内容のうち、不足分の数量に限る。
※不足分がその品目の数量単位を割り込む時(散剤で0.5g等)でも、正確に不足分だけを譲受・譲渡すること。

2項ロ)においては、九十日を経過した在庫分。

麻薬及び向精神薬取締法施行規則

一 いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその**在庫量の不足**のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、**当該不足分を補足**する必要があると認めるとき

ロ **麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬**であつて、その**譲受けの日から九十日を経過**したものを保管しているとき、又は**麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬**について、その一部を法第二十四条第十一項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その**譲渡の日から九十日を経過**したものを保管しているとき

イ及びロの両方を満たす必要はない。

令和4年4
月に新しく
追加

参考資料

令和3年9月13日 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課発
「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」より抜粋

問6
規則第9条の2第1項第1号ロについて、又以降の条文は又以前の条文で包含されていると考えていますが、ロの条文内の又以前と又以降の条文の違いについて教えてください。

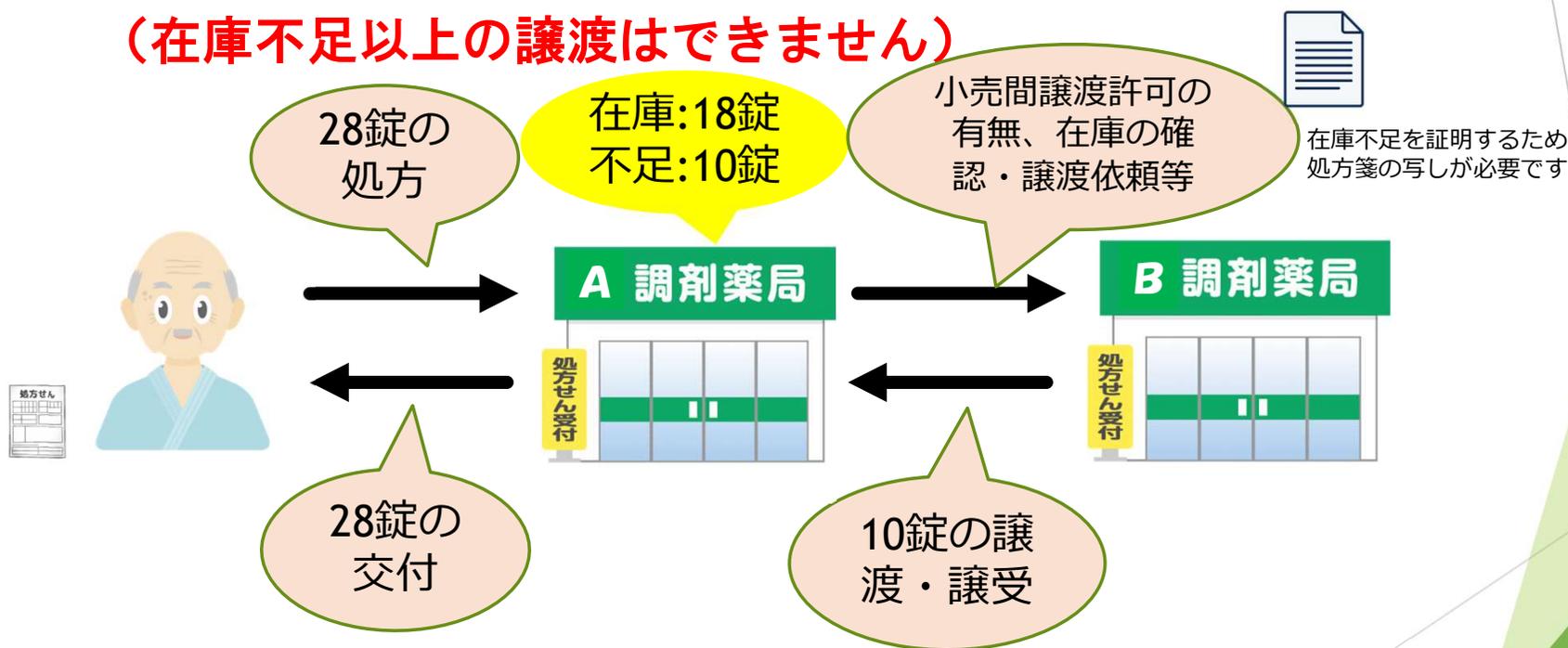
(答)

規則第9条の2第1項第1号ロの前段は、麻薬卸売業者から譲受した麻薬を他者に譲渡することなく90日経過したものを指します。他方、後段は、麻薬卸売業者から譲受した麻薬を麻薬処方せん（法第24条第11項）、麻薬小売業者間譲渡許可（法第24条第12項第1号）、大臣許可（法第24条第12項第2号）で一部を譲渡した後の残りの麻薬であって、かつ、譲渡してから90日経過したものを指します。

譲渡譲受可能なパターン① (手順書2項「イ」に該当)

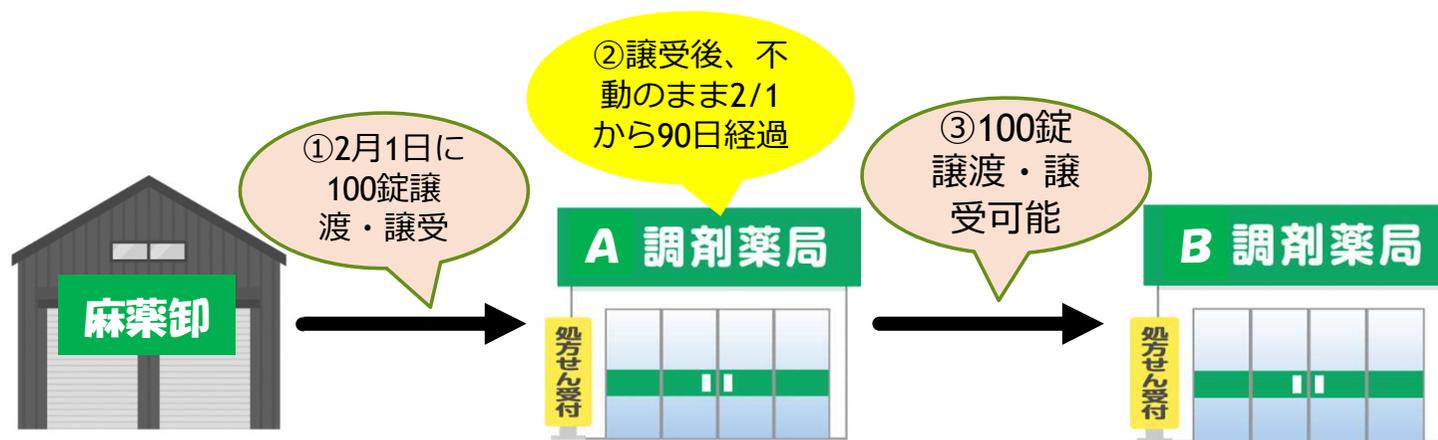
許可小売業者 (A) が**在庫不足**により麻薬処方箋に基づく調剤ができない場合において、許可小売業者 (B) が残余の在庫麻薬を許可小売業者 (A) に譲渡するとき

(在庫不足以上の譲渡はできません)



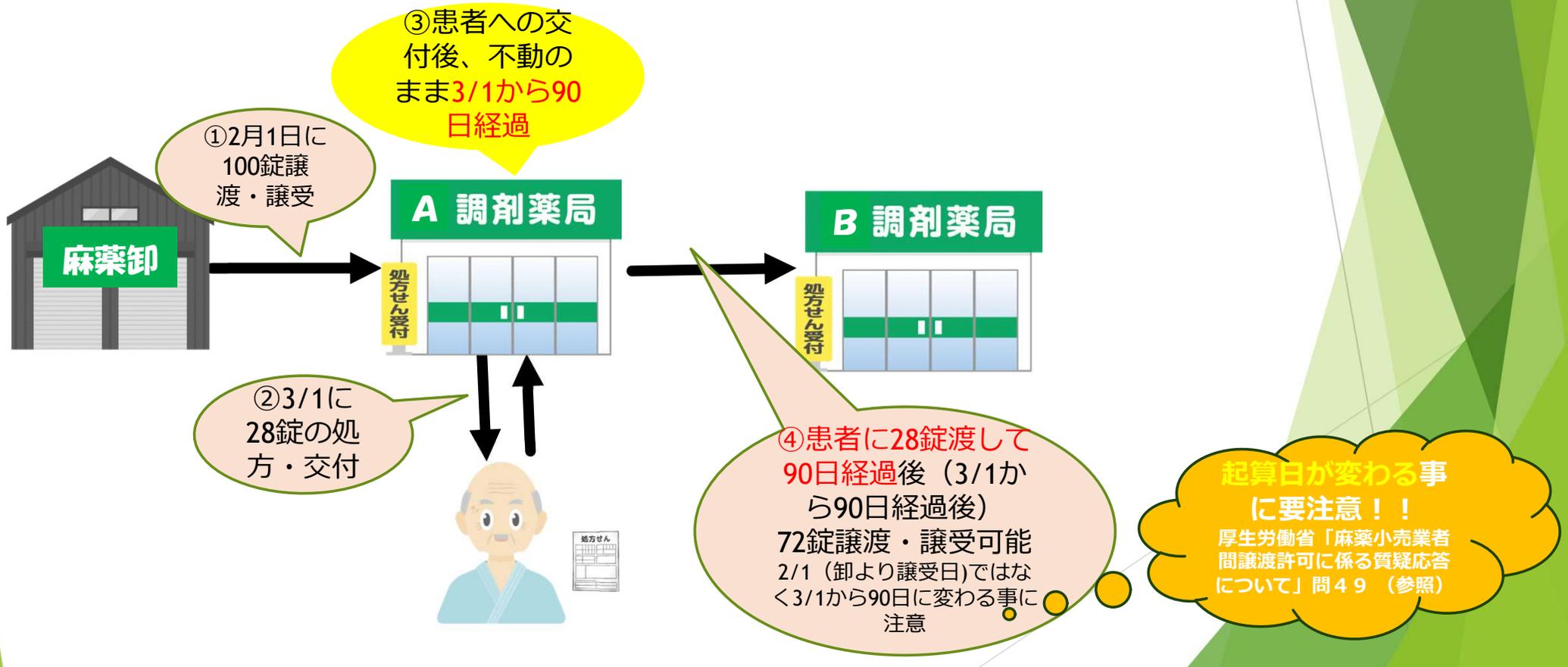
譲渡譲受可能なパターン② (手順書2項「ロ」前段に該当)

許可小売業者 (A) が麻薬卸売業者から譲受した麻薬について、譲受の日から90日経過したものを許可小売業者 (B) に譲渡するとき



譲渡譲受可能なパターン③（手順書2項「ロ」後段に該当）

許可小売業者（A）が麻薬卸売業者から譲受した麻薬について、麻薬処方箋による譲渡をした残余を、譲渡の日から90日経過したものを許可小売業者（B）に譲渡するとき



参考資料

令和3年9月13日 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課発
「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」より抜粋

問54

麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により再度他の許可業者に譲り渡すことはできますか。

(答)

規則第9条の2第1項第1号イに基づき麻薬を譲り受けた場合、通常、当該麻薬は調剤後、患者に全量譲渡されるため、再度他の許可業者に譲渡することは想定されません。ただし、患者が来局しなかった場合、譲り受けた麻薬が在庫となることがあります。このような場合においては、当該麻薬を同号イによって、再度他の許可業者に譲り渡すことができます。

同号ロによって譲り受けた場合、当該麻薬を同号イによってのみ、再度他の麻薬小売業者に譲り渡すことができます。

したがって、同号イ又はロによって譲り受けた麻薬を再度同号イによって他の許可業者に譲り渡すことはできますが、同号ロによって他の許可業者に譲り渡すことはできません。

参考資料

令和3年9月13日 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課発
「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」より抜粋

問49

麻薬卸売業者から譲り受けた日から90日経過する以前に患者に譲り渡していたとしても、当該譲り受けの日から90日を経過した時点で、麻薬小売業者間譲渡許可により譲り渡すことはできますか。

(答)

麻薬卸売業者から譲り受けた日から90日経過する以前に、法第24条第11項で譲り渡した場合、当該譲り渡しの日が新たな起算日となります。このため、麻薬卸売業者から譲り受けた日から90日を経過した時点では、新たな起算日から90日を経過していないと判断されるため、規則第9条の2第1項第1号口に基づいて他の麻薬小売業者に譲り渡すことはできません。

4. 返品

甲・乙間で譲受・譲渡が完了した場合、返品は受け付けないものとする。

5. 発注から納品までの流れ

①発注

甲は専用の譲受確認書(別紙様式3)(必要事項記載・押印済み)に品目・数量等を記入のうえ麻薬専用印を押印し、該当処方箋の写しと共に乙に提出する。

②受領

麻薬の受領は、事故防止の観点から適切と思われる場所(薬局内)で行うこと(郵送は不可)。受領の際、甲・乙は下記のことを相互に確認すること。

・薬局開設許可証の写し、社員証

・麻薬譲受確認書(別紙様式3)(必要事項記載・押印済み)

・麻薬譲渡確認書(別紙様式4)(必要事項記載・押印済み)

・2項イにおいては、該当処方箋の写し

・2項ロにおいては当該品目の麻薬管理簿の最終記載日がわかる帳簿の写し、もしくは、備考欄に最終

受払年月日を記載したもの(90日ルール)

③検品

甲・乙双方の人員(管理者あるいはその指示の下業務に従事する者)の立会いの下、品名・数量・ロット・破損の有無等を確認すること。

確認後、乙は甲に麻薬品目と麻薬譲渡確認書(別紙様式4)を交付する。麻薬譲渡確認書に該当事項を記載すること。

別紙様式3

(別紙様式3)

麻 薬 譲 受 確 認 書				年	月	日			
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所	在	地						
	名		称						
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所	在	地						
	名		称	印					
品	名	容	量	筒	数	数	量	備	考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 在庫の不足のために麻薬を譲り受ける場合、調剤することができなかつた処方せんの写しを添付すること。
- 4 麻薬を譲受する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設印とすること。
- 5 備考に麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロどちらに該当する譲受であるか記載すること。
- 6 備考に製品番号を記載すること。

別紙様式4

(別紙様式4)

麻 薬 譲 渡 確 認 書				年	月	日			
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所	在	地						
	名	称		印					
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所	在	地						
	名	称							
品	名	容	量	筒	数	数	量	備	考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 麻薬を譲渡する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設印とすること。
- 4 備考に麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロどちらに該当する譲渡であるか記載すること。
- 5 備考に製品番号を記載すること。

④その他

譲受後、麻薬帳簿に譲受の記録の記載を行う。

また、交付された麻薬譲渡確認書、麻薬譲受確認書は2年間保存すること。

譲受確認書・譲渡確認書ともに医療用医薬品の譲受・譲渡の際に保存する確認書とは別箇に作成・保存すること。麻薬小売業者間譲渡許可書は、許可を受けた日から5年間保存。

6. 年間報告

薬局間譲渡・譲受についても、麻薬及び向精神薬取締法第47条に基づく都道府県知事への届出(年間届)の際、薬品ごとに、薬局間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記しなければならない。

7. 麻薬小売免許証記載事項の変更

薬局開設者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)もしくは薬局の名称、所在地に変更が発生した場合、必要書類(後述)をすみやかに神奈川県薬務課に提出し、コピーを川崎市薬剤師会にFAX送信する。

8. 紛失・盗難等の事故発生時

譲受した麻薬の紛失・盗難等事故が発生した場合、速やかに神奈川県薬務課に麻薬事故届を提出するとともに、コピーを**川崎市薬剤師会にFAX送信**する。

9. その他必要な手続き

新規許可申請、継続許可申請、薬局を追加、各種変更、返納、脱退、再交付申請

麻薬譲渡グループ加入薬局が、上記に該当する場合、必要な提出書類を「神奈川県薬務課」に提出するとともに、コピーを**川崎市薬剤師会にFAX送信**する。

10. その他

- ①麻薬グループは川崎市薬剤師会が斡旋するものであり、グループ内の管理はグループ内の薬局に委ねられる。各種事故等に関しては当該薬局の責とする。
- ②グループ毎に代表者・副代表者を設置する。代表者はグループを代表して書類等の提出を行政に行く。副代表者はその補佐とする。また、代表者・副代表者はグループ内薬局の中で1年間毎の輪番制とする。副代表者を務めた者は翌年は代表者を務めるものとする。

本日の次第

- ①麻薬譲渡グループ化の目的
- ②川崎市薬剤師会麻薬譲渡利用手順書(案)
- ③麻薬譲渡グループ化」における義務・事務手続き
(提出書類)・届出**
- ④留意点、運用案

1. 許可業者（薬局）の義務

(1) 報告についての義務

許可業者（薬局）は、麻薬及び向精神薬取締法第47条に基づく都道府県知事への届出（年間報告）の際、品名ごとに、許可業者間における譲渡・譲受にかかる数量の合計を算出し合計欄に内数として括弧書きで併記すること。

(2) 記録についての義務

許可業者（薬局）は、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受を行った場合、品名、数量について麻薬帳簿に記載すること。
その他、備考欄に譲渡・譲受の相手方の名称、譲渡・譲受の目的、製品番号、使用期限を記載すること。

(3) 書類の保管についての義務

許可業者（薬局）は、許可を受けた日から**5年間**、麻薬小売業者間譲渡許可書を保管すること。（有効期限を過ぎた麻薬小売業者間麻薬譲渡許可書は返納せず、保管すること）

2. 各種手続き、書類の提出（記載例）

👉 新規許可申請書（**新規グループに入るための提出書類**）

新しく許可を取得したい場合に必要な**事前**の手続き

提出書類

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可申請書の正本 1部

※申請者欄が不足する場合は、**別紙様式1**を併せて提出してください。

(2) 申請書の副本（(1)の写し）（**申請する小売業者の数**）部

(3) 申請する**全麻薬小売業者の免許証の写し** 各1部

(4) 申請する薬局の所在地の位置関係がわかる地図 1部

(5) 申請する薬局間のおおよその距離と移動時間が分かる書面 1部

※（同一市区町村内（政令市の場合は同一区内）の薬局で申請する場合は不要）

(6) 宛名書きされた、返信用のレターパックプラス 1部

手数料は無料

提出先（**郵送**）

神奈川県薬務課献血・薬物対策グループ（〒231-8588

横浜市中区日本大通¹⁾

3

新規グループに入るための提出書類

別記第10号の2様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	
			名称	
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあつては、名称）		
	②	麻薬業務所	所在地	
			名称	
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあつては、名称）		
	③	麻薬業務所	所在地	
		名称		
申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
	氏名（法人にあつては、名称）			
代表者の氏名（法人にあつては、名称）				
備考				

神奈川県知事 殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にその全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

継続してグループに入るための提出書類

別記第10号の2様式（第九条の二関係）

継続

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	
			名称	
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあつては、名称）		
	②	麻薬業務所	所在地	
			名称	
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあつては、名称）		
	③	麻薬業務所	所在地	
		名称		
申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
	氏名（法人にあつては、名称）			
代表者の氏名（法人にあつては、名称）				
備考				現有許可番号 第 号 年 月 日付け許可希望（継続） 問合せ先：

神奈川県知事 殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にその全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

新規許可申請書の記載方法

別紙様式1

別記第10号の2様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者が申請書に記載する日付は、書類の発送日又は第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき

令和4年 4月 1日

記載する欄が不足する場合は、別紙様式1を使用してください。

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	神奈川県横浜市西区北幸●-●-●
		名称	かながわ薬局 業務支店	
	申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	神奈川県横浜市西区北幸●-●-●	
		氏名(法人にあつては、名称)	株式会社かながわ薬局 代表取締役 薬務 太郎	
	②	麻薬業務所	所在地	神奈川県横浜市南区弘明寺町■
		名称	ノース薬局	
	申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	神奈川県横浜市南区弘明寺町■	
		氏名(法人にあつては、名称)	有限会社ノース薬局 代表取締役 北斗 次郎	
	③	麻薬業務所	所在地	神奈川県横浜市西区日本大通▲-▲-▲
		名称	かながわ薬局 分庁支店	
	申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	神奈川県横浜市西区日本大通▲-▲-▲	
		氏名(法人にあつては、名称)	株式会社かながわ薬局 代表取締役 薬務 太郎	
代表者の氏名(法人にあつては、名称)		株式会社かながわ薬局 代表取締役 薬務 太郎		
備考		問合せ先 ○○薬局 神奈川 ●郎 Tel. 045-○○○-□□□□		

同一法人の薬局間で申請する場合であっても申請者欄は省略せず、1薬局ごとに記載してください。

グループの代表者を設定する場合のみ、代表者の氏名を記載してください。法人にあつては名称及び代表者の役職と氏名を記載してください。(代表者を設定しない場合は空欄としてください。)

備考欄に、問合せ先の担当者氏名及び連絡先等を記載してください。

許可の有効期限は、「許可を取得した年の翌々年の12月31日まで」となります。

別紙様式1)

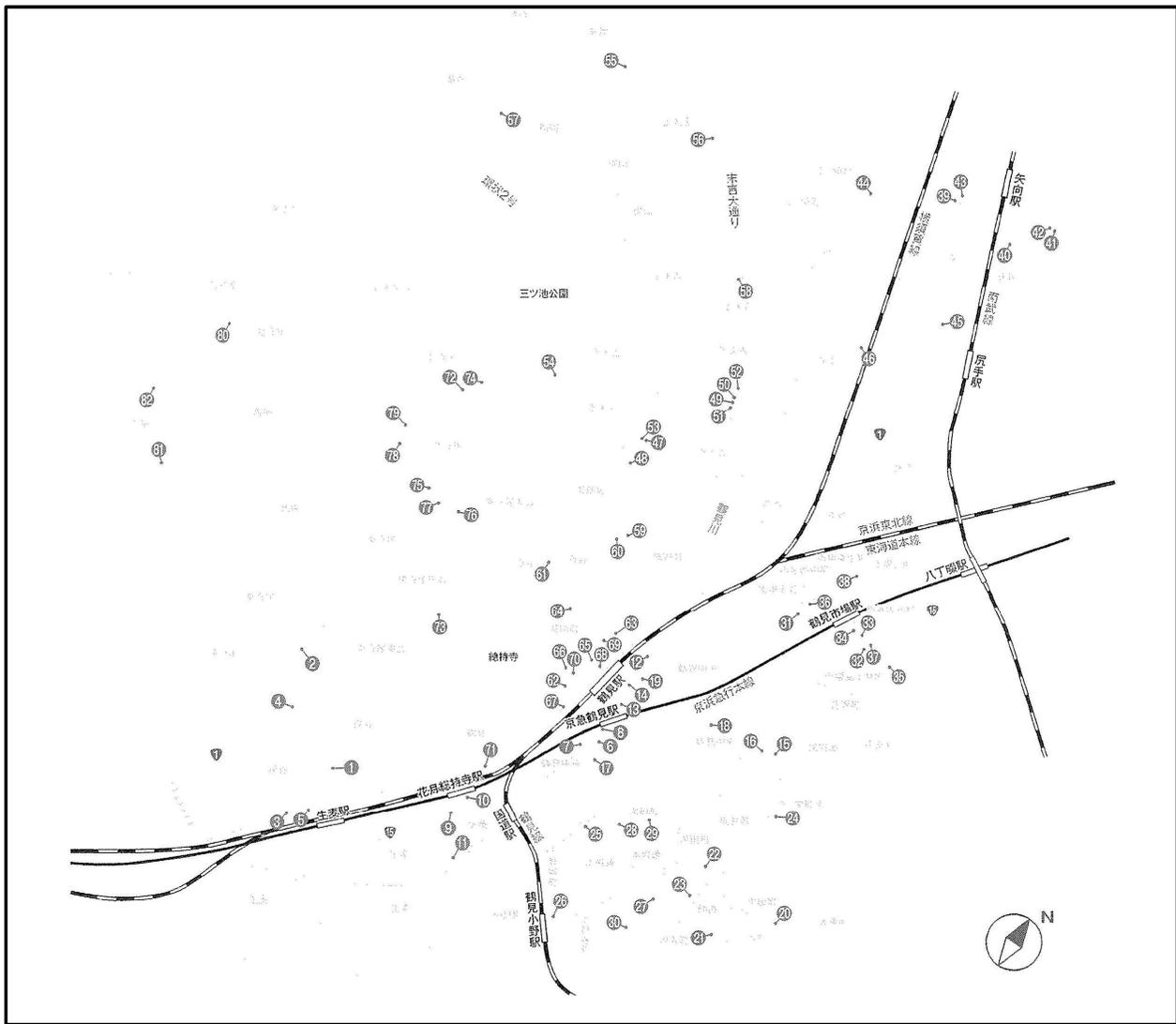
譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	神奈川県横浜市西区北幸●-●-●
		名称	ハッピー薬局	
	申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	神奈川県横浜市西区北幸●-●-●	
		氏名(法人にあつては、名称)	県庁 三郎	
	②	麻薬業務所	所在地	
		名称		
	申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
		氏名(法人にあつては、名称)		
	③	麻薬業務所	所在地	
		名称		
	申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
		氏名(法人にあつては、名称)		
④	麻薬業務所	所在地		
	名称			
申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	氏名(法人にあつては、名称)			

不要な欄には斜線を引いてください。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

申請する薬局の所在地の位置関係がわかる地図



- [薬局所在地番号] *は令和5年より新規参加
- 9. A薬局
 - 14. B薬局 *
 - 21. C薬局
 - 25. D薬局
 - 30. E薬局 *
 - 44. F薬局 *
 - 45. G薬局
 - 46. H薬局
 - 54. I薬局 *
 - 56. J薬局

申請する薬局間のおおよその距離と移動時間が分かる書面

＜小売業者数4の場合の作成例＞

申請麻薬小売業者業務所間の距離と時間

B 薬局	距離：約 8 2 0 m 移動時間：自転車約 5 分		
C 薬局	距離：約 1 2 0 m 移動時間：徒歩約 4 分	距離：約 4 2 0 m 移動時間：自転車約 3 分	
D 薬局	距離：8 0 m 移動時間：徒歩約 2 分	距離：約 3 8 0 m 移動時間：徒歩約 1 1 分	距離：約 2 2 0 m 移動時間：徒歩約 9 分
	A 薬局	B 薬局	C 薬局

👉 変更届（脱退）

次の場合は、変更の届出が必要。

- (1) 許可グループから脱退する麻薬小売業者がある場合
- (2) 許可グループの中で業務廃止した麻薬小売業者がある場合
- (3) 免許の記載事項変更を生じた麻薬小売業者がある場合
- (4) グループの代表者を設置していない場合において、代表者を設置するとき
- (5) グループの代表者を設置している場合において、代表者を変更するとき又は設置しないこととしたとき

川崎市薬剤師会の
斡旋するグループでは
代表者を設置していた
できます

許可業者は、許可の有効期間内に変更が生じた場合には、すみやかに神奈川県薬務課に「変更届」を提出する。届出にあたっては、以下の(1)～(4)の書類の提出が必要。

- (1) 変更届出書の正本 1部
- (2) 変更届出書の写し（白黒コピー可）
- (3) 全届出者の麻薬小売業者間譲渡許可証（ホチキス外し禁止）
- (4) 宛名書きされ、返信用のレターパックプラス 1部

変更届(脱退)の記載例

届出者全員で提出する場合

別記第10号の3様式（第九条の二関係）
麻薬小売業者間譲渡許可変更

譲渡許可の有効期間の始期を記載してください。

譲渡許可の許可番号を記載してください。（麻薬小売業者の免許番号ではありません。）

許可年月日	令和2年 4月 1日	許可番号	第150001号
変更前	麻薬業務所 所在地	神奈川県横浜市南区弘明寺町	
	名称	ノース薬局	
住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市南区弘明寺町	
	法人にあつては、名称	有限会社ノース薬局 代表取締役	
変更後	麻薬業務所 所在地		
	名称		
住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	氏名	法人にあつては、名称	
変更・免許の失効の事由及びその年月日	【例1】閉局（麻薬業務を廃止した）のため 【例2】グループを脱退するため 令和4年3月31日		
<input type="checkbox"/> 当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。			
上記のとおり、麻薬小売業者の事由日以後、すみやかに変更届を提出してください。	麻薬小売業者を廃止した場合、廃止届に記載の廃止年月日を記載してください。		
①麻薬業務所名称 かながわ薬局 薬務支店 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 神奈川県横浜市中区日本大通1-2-3 氏名（法人にあつては、名称） 株式会社かながわ薬局 代表取締役 薬務 太郎	麻薬小売業者免許証のとおり業務所名称、開設者の住所及び氏名を記載してください。開設者が法人にあつては、代表者の役職と氏名も記載してください。		
②麻薬業務所名称 かながわ薬局 分行支店 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 神奈川県横浜市中区日本大通1-2-3 氏名（法人にあつては、名称） 株式会社かながわ薬局 代表取締役 薬務 太郎 神奈川県知事 殿			
備考	問合せ先	〇〇薬局 神奈川 ●郎 TEL 045-〇〇〇-〇〇〇〇	

代表者を設置していない場合又は代表者を設置しているが届出者全員で提出する場合
届出者欄には、すべての届出者について記載してください。（失効させる業務所についても必要です。）
記載する欄が不足する場合は、別紙様式5を使用してください。

備考欄に問合せ先の担当者氏名及び連絡先等を記載してください。

4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

代表者が提出する場合

別記第10号の3様式（第九条の二関係）
麻薬小売業者間譲渡許可変更

譲渡許可の有効期間の始期を記載してください。

譲渡許可の許可番号を記載してください。（麻薬小売業者の免許番号ではありません。）

許可年月日	令和2年 4月 1日	許可番号	第150001号
変更前	麻薬業務所 所在地	神奈川県横浜市南区弘明寺町	
	名称	ノース薬局	
住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市南区弘明寺町	
	法人にあつては、名称	有限会社ノース薬局 代表取締役	
変更後	麻薬業務所 所在地		
	名称		
住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	氏名	法人にあつては、名称	
変更・免許の失効の事由及びその年月日	【例1】閉局（麻薬業務を廃止した）のため 【例2】グループを脱退するため 令和4年3月31日		
<input checked="" type="checkbox"/> 当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。			
上記のとおり、麻薬小売業者の事由日以後、すみやかに変更届を提出してください。	麻薬小売業者を廃止した場合、廃止届に記載の廃止年月日を記載してください。		
①麻薬業務所名称 かながわ薬局 薬務支店 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 神奈川県横浜市中区日本大通1-2-3 氏名（法人にあつては、名称） 株式会社かながわ薬局 代表取締役 薬務 太郎	麻薬小売業者免許証のとおり業務所名称、開設者の住所及び氏名を記載してください。開設者が法人にあつては、代表者の役職と氏名も記載してください。		
②麻薬業務所名称 かながわ薬局 分行支店 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 神奈川県横浜市中区日本大通1-2-3 氏名（法人にあつては、名称） 株式会社かながわ薬局 代表取締役 薬務 太郎 神奈川県知事 殿	グループの代表者の麻薬小売業者免許証のとおり業務所名称、開設者の住所及び氏名を記載してください。開設者が法人にあつては、法人の代表者の役職と氏名も記載してください。		
備考	問合せ先	〇〇薬局 神奈川 ●郎 TEL 045-〇〇〇-〇〇〇〇	

代表者が提出する場合
代表者を設置している場合は、他の届出者全員の同意を得た上で同意欄に☑を入れ、代表者のみで届け出すことができます。（（注意）4参照）

備考欄に問合せ先の担当者氏名及び連絡先等を記載してください。

4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

よくある変更手続き例(移転・開設者変更)

薬局の移転や開設者が変更になった場合(薬局の許可等の取り直しが生じる場合)

① 旧薬局についての脱退(変更届)

② 新薬局についての追加(追加届)

が事後に必要なになる。



上記手続きが完了するまで、B'薬局がA、C薬局と麻薬を譲渡・譲受することは出来ない!

※A、C薬局間では可能

👉追加届

許可グループに、新たな麻薬小売業者を加えようとするときには、事前に追加届の提出が必要。

届出にあたっては、以下の書類の提出が必要。

(1) 追加届出書の正本

※申請者欄が不足する場合は、別紙様式5を併せて提出してください。

(2) 追加届出書の追加届の副本((1)の写し)(変更後のグループ薬局の数)部

(3) 全ての麻薬小売業者間譲渡許可書(ホチキス外し禁止)

(4) 追加する麻薬小売業者の免許証の写し 各1部

(5) 追加後の全薬局の所在地の位置関係がわかる地図 1部

(6) 追加後の薬局間のおおよその距離と移動時間が分かる書面 1部

※(同一市区町村内(政令市の場合は同一区内)の薬局で申請する場合は不要)

(7) 宛名書きされた、返信用のシターパックプラス 1部

追加届の記載例(届出者全員で提出する場合)

別紙様式5

別記第10号の4様式(第九条の二関係)
 譲渡許可の有効期間の始期を記載してください。
 譲渡許可の許可番号を記載してください。(麻薬小売業者の免許番号ではありません。)

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届 届出者全員で提出する場合

許可年月日	令和2年4月1日	許可番号	第150001号
追加する麻薬小売業者	所在地	横浜市中区山下町▼-▼-▼	麻薬小売業者免許証どおりに記載してください。開設者が法人にあつては、氏名には、代表者の役職と氏名も記載してください。
	名称	ピース薬局	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地 横浜市中区山下町▼-▼-▼	
氏名	法人にあつては、名称	株式会社 平和薬局 代表取締役 平和 史朗	

代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可の麻薬小売業者全員の同意を得ている。

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるため届け出ます。共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条において、その残部であつて、その限り、麻薬を譲り渡したい旨の令和4年4月1日

グループに麻薬小売業者を追加する場合、譲渡譲受を行う前に追加届を提出してください。

麻薬小売業者免許証のとおり業務所名称、開設者の住所及び氏名を記載してください。開設者が法人にあつては、代表者の役職と氏名も記載してください。

備考欄に問合せ先の担当者氏名及び連絡先等を記載してください。

神奈川県知事 殿

備考 | 問合せ先 ○○薬局 神奈川 ●● 電話 045-○○○-□□□□

1 用紙の大きさは、A4とすること。
 代表者を設置していない場合又は代表者を設置しているが届出者全員で提出する場合
 届出者欄には、追加された麻薬小売業者を含め、すべての届出者について記載してください。
 記載する欄が不足する場合は、別紙様式5を使用してください。

4 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

(別紙様式5)

麻薬業務所名称
 かながわ薬局 分行支店
 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 神奈川県横浜市中区日本大通●-●-●
 氏名(法人にあつては、名称)
 株式会社かながわ薬局
 代表取締役 薬務 太郎

麻薬業務所名称
 ハッピー薬局
 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 神奈川県横浜市中区北幸◆-◆-◆
 氏名(法人にあつては、名称)
 県庁 二郎

麻薬業務所名称
 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名(法人にあつては、名称)

麻薬業務所名称
 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名(法人にあつては、名称)

麻薬業務所名称
 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名(法人にあつては、名称)

麻薬業務所名称
 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名(法人にあつては、名称)

不要な欄には斜線を引いてください。

(注意)
 1 用紙の大きさは、A4とすること。

追加届の記載例(代表者と追加薬局で提出する場合)

別記第10号の4様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

代表者と追加する業者で提出する場合

譲渡許可の有効期間の始期を記載してください。

譲渡許可の許可番号を記載してください。
(麻薬小売業者の免許番号ではありません。)

許可年月日	令和2年4月1日	許可番号	第150001号
追加する麻薬小売業者	麻薬業務所	所在地	横浜市中区山下町▼▼▼▼
	名称		ピース薬局
住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地		横浜市中区山下町▼▼▼▼
	氏名	法人にあつては、名称	株式会社 平和薬局 代表取締役 平和 史朗

代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可の麻薬小売業者全員の同意を得ている。

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるので届け出ます。共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第1項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲り渡したものを保管しているときに、麻薬を譲り渡したい旨を届出するに当たって、麻薬小売業者を追加する場合、譲渡譲受を行う前に追加届を提出してください。

令和4年4月1日

①麻薬業務所名称
ピース薬局
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
横浜市中区山下町▼▼▼▼
氏名(法人にあつては、名称)
株式会社 平和薬局 代表取締役 平和 史朗

②麻薬業務所名称
かながわ薬局 薬務支店
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
神奈川県横浜市中区日本大通●●●●
氏名(法人にあつては、名称)
株式会社かながわ薬局 代表取締役 薬務 太郎

③麻薬業務所名称
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称)
神奈川県知事 殿

備考 問合せ先 ○○薬局 神奈川県 ●●部 電話 045-○○○-□□□□

(注意)

代表者と追加する業者で提出する場合
代表者を設置している場合は、他の届出者全員の同意を得た上で同意欄に☑を入れ、代表者及び追加する麻薬小売業者で届け出ることができます。(注意)4参照

4 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

届出者全員で届出をする場合との相違

- 許可に関する**代表者と追加しようとする薬局のみ**で提出することができる。
- その場合には「**代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。**」にチェックが入る。
- ただし、当該許可における**代表者を設置する旨の手続き**をしていることが必要である。

再交付

麻薬小売業者間譲渡許可書をき損、亡失した場合、再交付の申請が必要。

提出書類

- 1. 麻薬小売業者間譲渡許可再交付申請書 1部**
- 2. き損した麻薬小売業者間譲渡許可書(き損の場合)**
- 3. 宛名書きされた、返信用のレターパックプラス 1部**

再交付申請書の記載例

譲渡許可の許可番号を記載してください。
(麻薬小売業者の免許番号ではありません。)

(別紙様式6)

譲渡許可の有効期間の始期を記載してください。

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号	第150001号	許可年月日	令和2年 4月 1日
免許証の番号	第1381999号	免許年月日	令和3年 1月 1日

麻薬小売業者免許の免許番号を記載してください。

麻薬小売業者免許の有効期間の始期を記載してください。

麻薬業務所	神奈川県横浜市中区日本大通●●●● ○○ビル1階
名称	かながわ薬局 薬務支店

麻薬小売業者免許証のとおりに記載してください。

再交付の事由及びその年月日	紛失のため/毀損のため 令和4年4月1日
---------------	-------------------------

紛失・毀損が明らかとなった年月日を記載してください。

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。

令和4年 4月 1日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

神奈川県横浜市中区日本大通●●●●
氏名(法人にあつては、名称)
株式会社かながわ薬局
代表取締役 薬務 太郎

再交付申請を行う申請者の麻薬小売業者免許証のとおり開設者の住所及び氏名を記載してください。
なお、法人にあつては、代表者の役職と氏名も記載してください。

神奈川県知事 殿

正本には、問合せ先の担当者氏名と連絡先等を記載してください。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。

【問合せ先】

〇〇薬局 神奈川 ●●郎
TEL 045-〇〇〇-□□□□

👉 返納届

次の場合は、返納届の提出が必要。

- (1) 麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受を行わないこととする場合
- (2) 麻薬小売業者免許の失効やグループ業者の脱退により、許可業者が1業者のみとなる場合

提出書類

1. 麻薬小売業者間譲渡許可返納届 1部
※届出者欄が不足する場合は、別紙様式5を併せて提出してください。
2. 全ての麻薬小売業者間譲渡許可書(ホチキス外し禁止)
3. 宛名書きされた、返信用のレターパックプラス 1部

返納届の記載例

譲渡許可の許可番号を記載してください。
(麻薬小売業者の免許番号ではありません。)

(別紙様式7)

譲渡許可の有効期間の始期を記載してください。

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第150001号	許可年月日	令和2年 4月 1日
返納の事由	<p>【例1】 ノース薬局の麻薬小売業者業務廃止（廃止日：令和4年3月31日）に伴い麻薬小売間譲渡を行わないため</p> <p>【例2】 麻薬小売業者間譲渡を行わないため</p> <p>【例3】 ハッピー薬局の亡失していた許可書を発見したため (再交付申請日：令和4年4月1日)</p>		
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。			
令和4年 4月 5日	← 返納の事由が発生した日以降できるだけすみやかに御提出ください。		
麻薬業務所名称 かながわ薬局 薬務支店 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 神奈川県横浜市中区日本大通●●●● 氏名（法人にあつては、名称） 株式会社かながわ薬局 代表取締役 薬務 太郎	麻薬小売業者免許証のとおり業務所名称、開設者住所及び氏名を記載してください。なお、開設者が法人にあつては代表者の役職と氏名も記載してください。		
麻薬業務所名称 ノース薬局 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 神奈川県横浜市区南區弘明寺町■ 氏名（法人にあつては、名称） 有限会社ノース薬局 代表取締役 北斗 次郎	届出者欄には、許可を受けていたすべての業務所について記載してください。記載する欄が不足する場合は、別紙様式5を使用してください。		
神奈川県知事 殿	正本には、問合せ先の担当者氏名及び連絡先等を記載してください。		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

【問合せ先】

〇〇薬局 神奈川 ●郎
TEL 045-〇〇〇-□□□□

別紙様式5

(別紙様式5)

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。



麻薬帳簿記載例

別紙4

(麻薬帳簿の記載例)

【A, B, Cの3薬局での麻薬小売業者間での譲渡許可】

A薬局における麻薬帳簿 (品名〇〇錠Xmgの口座)

単位 錠

年	月	日	受入数量	払出数量	在庫数量	備考
R4	3	25		30	10	高橋二郎
R4	4	1		10	0	鈴木三郎
R4	4	1	40		40	B薬局から譲受：施行規則第9条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1111 使用期限：2023.3.31
R4	4	1		20	20	鈴木三郎
R4	5	1		10	10	山本一郎
R4	5	1	20		30	B薬局から譲受：施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号：A1111 使用期限：2023.3.31
R4	5	1		30	0	鈴木三郎
R4	5	2	100		100	●●薬品 (製品番号A1234)
R4	9	1		70	30	C薬局へ譲渡：施行規則第9条の2第1項第1号のロ 製品番号：A1234 使用期限：2023.12.31

A薬局の補助簿 (薬局間譲渡用)

年	月	日	受入 (譲受)	払出 (譲渡)	品名	相手方薬局名
R4	4	1	40錠		〇〇錠 Xmg	B薬局から譲受：施行規則第9条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1111 使用期限：2023.3.31
R4	4	20		5枚	□パッチ Ymg	C薬局へ譲渡：施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号：B222 使用期限：2023.7.31

R4	5	1	20錠		〇〇錠 Xmg	B薬局から譲受：施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号：A1111 使用期限：2023.3.31
R4	9	1		70錠	〇〇錠 Xmg	C薬局へ譲渡：施行規則第9条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1234 使用期限：2023.12.31

B薬局における麻薬帳簿 (品名〇〇錠Xmgの口座)

単位 錠

年	月	日	受入数量	払出数量	在庫数量	備考
R3	7	1	100		110	●●薬品 (製品番号A1111)
R3	9	1		10	100	山本花子
R4	4	1		40	60	A薬局へ譲渡：施行規則第9条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1111 使用期限：2023.3.31
R4	4	5		30	30	田中幸子
R4	5	1		20	10	C薬局へ譲渡：施行規則第9条の2第1項第1号のイ 製品番号：A1111 使用期限：2023.3.31

本日の次第

- ①麻薬譲渡グループ化の目的
- ②川崎市薬剤師会麻薬譲渡利用手順書(案)
- ③麻薬譲渡グループ化」における義務・事務手続き
(提出書類)・届出
- ④留意点、運用案

留意事項・運用案①

- ☞ 1つのグループにしか参加出来ないため、すでに同系列薬局などでグループ化している場合は他のグループには入れない。
- ☞ 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が、近隣に移転する場合は、麻薬小売業者免許は業務所ごとに与えられる免許であるため、麻薬小売業者の移転に伴い、免許の失効に伴う**変更届**と移転後の新規麻薬小売業者にかかる**追加届**が必要になる。
- ☞ 麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合や、薬局が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、**手順書2項(ロ)に該当する条件の下、90日以上譲渡がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能。ただし再譲渡は出来ない。**
90日以上理由: 1つの薬局が麻薬を多量に買い付けて保管し、同一の麻薬小売業者間譲渡許可を取得した薬局に日常的に譲渡を行うような、麻薬小売業者の麻薬卸売業者化を防ぎ、適正流通を担保するため。
- ☞ 麻薬譲渡グループ化の申請をする場合、原則として、麻薬小売業者の数に制限はなく、麻薬小売業者間の移動時間は30分以内(移動手段は不問)。

留意事項・運用案②

- ☞ 麻薬の運搬については、薬剤師であることが望ましいが、運搬のための薬剤師が確保できない場合等、やむを得ない場合には、薬剤師に限らず、麻薬小売業者である薬局の管理薬剤師の管理の下、業務に従事する者が運搬することが出来る。しかし、配送業者や麻薬卸売業者等が運搬を行ってはならない。
- ☞ 処方箋の数量の不足のための譲渡・譲受は、不足分を上回る量の譲渡・譲受は出来ない。
(手順書2項(イ)の場合。2項(ロ)についてはこの限りではない)
- ☞ 薬剤師会で斡旋した麻薬小売業者間譲渡許可申請には、「代表者」を設置し、「代表者」の交代・変更した場合は、速やかに、変更届を届け出る必要がある。
- ☞ グループ薬局の麻薬の備蓄量を相互に把握出来るようにすることが求められる。
- ☞ 行政への書類の届け出は代表者が行い、川崎市薬剤師会にもFAXする。
- ☞ 書類の手続きや管理面から、最初は区をまたがないで、各区1グループで10店以内でスタート。

留意事項・運用案③

- ☞ 川崎市薬剤師会が音頭を取るが、各グループの運用は自己責任で行う。
- ☞ 各グループ毎に、「代表者」と「副代表者」を設置する。人選は川崎市薬剤師会が同意を得て決める。
※ 「代表者」と「副代表者」は負担がかかるので輪番制(1年単位)にする。
- ☞ 各グループの薬局の割り振りは川崎市薬剤師会が行う。
- ☞ 各麻薬グループや麻薬グループ参加薬局間で**メーリングリスト**を作成。連携が取りやすくなる。研修会の案内を行う時などに使用する。
- ☞ 勉強会を**毎年1回開催**する。
- ☞ スタートは来年の2月頃を予定。
- ☞ 川崎市薬剤師会のホームページに、規約、各種提出書類の様式、記載例などを**アップ**する。
- ☞ 麻薬譲渡グループ化に参加申し込み方法は、近日中に**Googleformでアンケートを兼ねた申し込みフォーム**を送信する。

**麻薬小売業者間譲渡許可に関する詳しい手続き、
様式や必要書類については、
以下の神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課の
ホームページをご覧ください。**

[麻薬小売業者間譲渡許可 - 神奈川県ホームページ \(pref.kanagawa.jp\)](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/malicense/cnt/kojoto.html)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/malicense/cnt/kojoto.html>

麻薬譲渡グループ化への参加申し込み・アンケート

<https://docs.google.com/forms/d/1Erp9zjJs5iMcn5-BPNwyZaDQLX-x4D8eG0QZr9veRbc/edit>



**ご清聴ありがとうございます
ございました。**